

デイサービスセンター楓の杜 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人寿宝会が開設するデイサービスセンター楓の杜（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（指定通所介護）、東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（介護予防通所サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある方もしくは事業対象者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたり、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

介護予防通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、東三河広域連合、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター楓の杜
- (2) 所在地 蒲郡市神ノ郷町下向山 35 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
生活相談員 1名（サービス提供時間を通じて常時1名以上配置）

看護職員 1名
介護職員 3名（サービス提供時間を通じて常時1名以上配置）
機能訓練指導員 1名

従業者は、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から金曜日

但し、1月1日から1月2日までは休日とする。

（2）営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

（3）サービス提供時間 指定通所介護：午前9時20分から午後4時30分。

介護予防通所サービス：午前10時00分から午後3時30分

（事業の利用定員）

第6条 事業の利用定員は次のとおりとする。

1単位 25名（通常規模）

（事業の内容及び利用料等）

第7条 事業の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- （1）食事の提供
- （2）入浴（一般浴・機械浴）
- （3）日常生活動作の機能訓練
- （4）健康チェック
- （5）送迎

介護予防通所サービスの内容は次のとおりとし、介護予防通所サービスを提供した場合の利用料の額は、「東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」上の額とし、当該広域型通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、「東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- （1）日常生活動作の機能訓練
- （2）健康チェック
- （3）送迎
- （4）アクティビティ（介護予防）

(5) 入浴

(6) 食事

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、10キロメートルあたり100円徴収する。
- 3 食費は、食事代510円、おやつ代100円を徴収する。
- 4 おむつ代は、実費を徴収する。
- 5 理美容代は、重要事項説明書に記載のとおりとする。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

指定通所介護 : 蒲郡市、幸田町深溝地区の区域とする。

介護予防通所サービス : 蒲郡市

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して生活相談員等の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、生活相談員等に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所において虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において生活相談員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 随時

2 生活相談員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 生活相談員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、生活相談員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、生活相談員等との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより緊急やむを得ない理由を記録する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人寿宝会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年 5月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年 9月 1日から施行する。(従業者数の変更)

附則

この規程は、平成30年11月 1日から施行する。(従業者数の変更)

附則

この規程は、令和 1年 6月 1日から施行する。(従業者数の変更)

附則

この規程は、令和 1年10月 1日から施行する。(食事代の変更等)

附則

この規程は、令和 3年 6月 1日から施行する。(従業者数の変更)

附則

この規程は、令和 3年 8月 1日から施行する。(虐待防止の追加等)

附則

この規程は、令和 4年 10月 1日から施行する。(事業の実施区域、非常災害対策の変更)

附則

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。(全文改定)